

概要版

# 第4次枚方市 男女共同参画計画

～ジェンダー平等の実現に向けて～



令和8年(2026年)3月  
枚方市

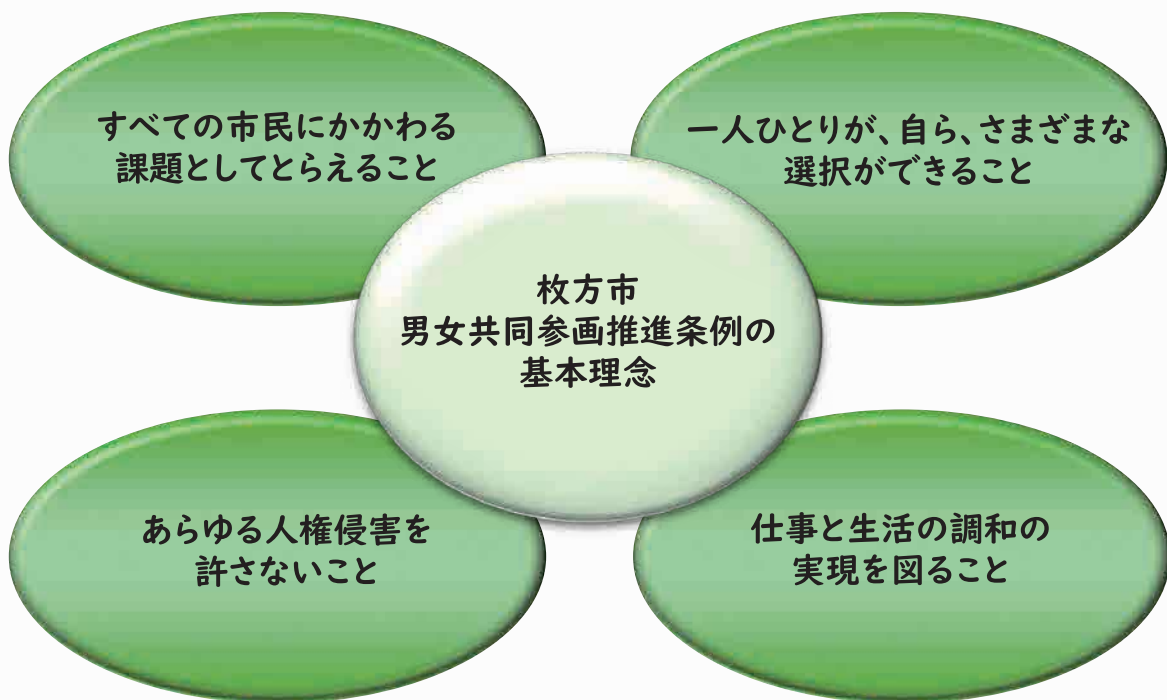
## 枚方市男女共同参画計画とは

性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きることができるまち「枚方」を目指して、市が進める取り組みの方向性をまとめた計画です。

市民一人ひとりが、家庭や仕事、地域で対等に参画し、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。この第4次計画では、市民により身近な取り組みとして捉えていただけるよう“ジェンダー平等の実現に向けて”を副題とし、本文中においても「ジェンダー平等」を積極的に使用しています。

## 計画の概要

### 計画の基本理念



## 計画の位置付け

- ・男女共同参画社会基本法の市町村計画
- ・DV防止法の市町村基本計画
- ・女性活躍推進法の市町村推進計画
- ・女性支援法の市町村基本計画

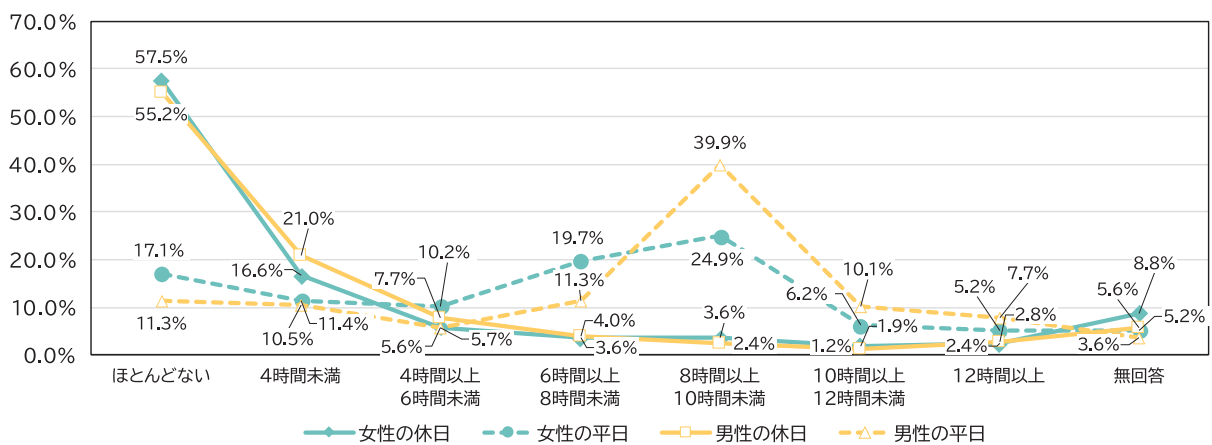
## 計画期間



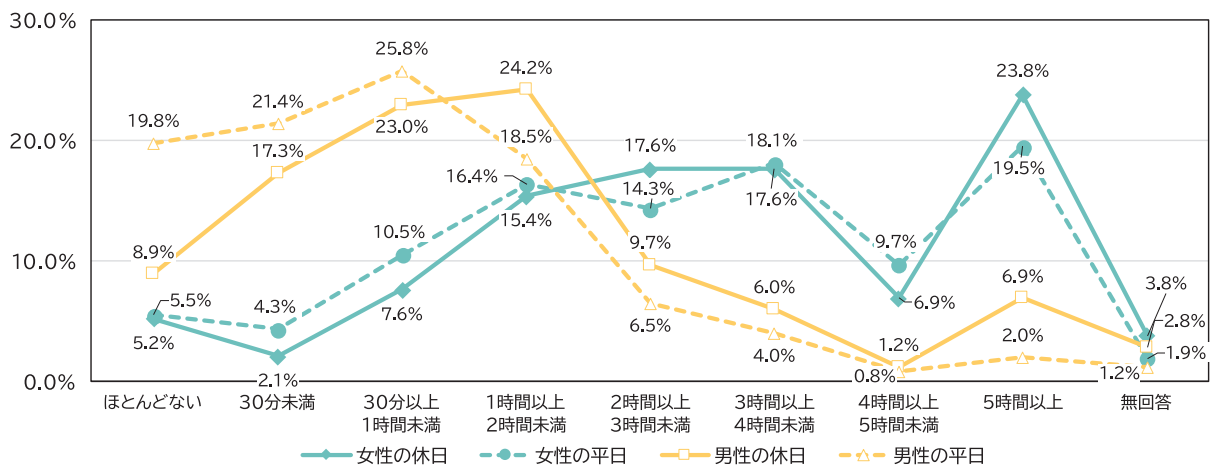
## 計画策定の背景・課題

- 単独世帯の増加と世帯人数の減少（単独世帯数33.8%、世帯人数2.26人（令和2年））
- 共働き世帯の増加（共働き世帯36,280世帯、夫が就業者、妻が非就業者世帯20,848世帯（令和2年））
- 母子世帯と父子世帯の収入格差（母子家庭は300万円未満が71.6%、父子世帯は300万円以上が75.6%、）
- 「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」において7割以上が男性優遇と回答（市民アンケート調査）
- 仕事に費やす時間と家事に費やす時間の男女差（市民アンケート調査）

仕事に費やす時間



家事に費やす時間



- DV相談件数は新型コロナウイルス感染拡大を契機に増加傾向を維持
- 枚方市の性的マイノリティ支援施策を一つも知らない人が高比率（女性62.0%、男性71.8%）（市民アンケート調査）
- 枚方市の審議会等女性委員比率及び女性管理職比率は目標未達成

# 計画の体系

★4次計画で新たに追加した具体的施策

基本目標	基本方向	具体的施策
基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備	(1) ジェンダー平等意識の形成に向けた教育・学習の推進	①子どもの頃からのジェンダー平等観の形成に向けた教育の推進
		②子どもに接する大人に向けた、ジェンダー平等観の意識醸成
		③メディア・リテラシー※1の向上に向けた施策の推進
	(2) ジェンダー平等の推進に向けた意識醸成	④ジェンダー平等の理解促進に向けた広報・啓発
		⑤男性に対するジェンダー平等意識の醸成に向けた啓発 ★
		⑥市の情報発信における、ジェンダー平等の視点に立った表現の推進
	(3) 性の多様性への理解促進	⑦性の多様性の理解促進に向けた広報・啓発
		⑧当事者に寄り添った施策の推進
基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり	(4) ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶	⑨DV等の暴力根絶に向けた意識啓発
		⑩若年者に対する性的暴力の予防に向けた教育・学習の推進
		⑪必要な支援につながるための相談体制の整備
	(5) 様々な困難を抱える人への支援	⑫被害者支援にかかる関係機関との連携強化
		⑬生活上の困難を抱える女性への支援 ★
	(6) すべての人の健康保持と増進への支援	⑭複合的な困難を抱える人への支援
		⑮ライフコースアプローチ※2を踏まえた健康づくり
		⑯リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※3への理解促進
基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進	(7) 政策及び方針決定過程におけるジェンダー平等の推進	⑰市の審議会等における女性の参画拡大
		⑱市や教育機関等における女性の登用促進
	(8) 仕事と家庭生活における男女の均等な機会及び待遇の確保	⑲仕事と子育て・介護の両立支援の推進
		⑳職業生活における女性の活躍支援
		㉑ワーク・ライフ・バランスの実現
	(9) 地域におけるジェンダー平等の推進	㉒地域活動におけるジェンダー平等の推進
㉓地域防災におけるジェンダー平等視点の確保		

DV防止基本計画

女性支援基本計画

女性活躍推進計画

※1メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力

※2ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期まで、生涯を通じた人の健康を連続的なものとして捉え、ライフステージごとに一貫した健康づくりを支援する考え方

※3リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：すべての女性が妊娠・出産について、自ら意思決定を行う権利を有するだけでなく、妊娠、出産、育児によって不利益を被ることなく、反対に、妊娠、出産を経験しないことによる社会的に偏見を持たれたり、不利益を被ったりもしない権利を意味する

# 取り組みの内容

## 基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備

- 基本方向(1) ジェンダー平等意識の形成に向けた教育・学習の推進
- 基本方向(2) ジェンダー平等の推進に向けた意識醸成
- 基本方向(3) 性の多様性への理解促進

- 子どもへのジェンダー平等教育とともに、家庭・教育現場の大人の意識改革に取り組むとともに、情報の判断力やメディア・リテラシーの向上を図り、子どもたちが多様な選択肢を持てる社会をめざします。
- 本市調査において、特に男性に根強い固定的な性別役割分担意識や「男らしさ」への社会的期待が課題となっています。男性の意識改革を中心に性差に対する偏見解消と平等観形成に向けた啓発を行います。
- 『ひらかた・にじいろ宣言』(平成31年(2019年))にのっとり、誰もが自分らしく生きられる社会をめざして、性の多様性への理解促進のための市民啓発と、LGBTQ+当事者の困難に寄り添う支援を推進します。



男女共生フロア・ウィルで、ジェンダー平等の推進に向けた各種講座を実施



男女共同参画を目指す情報誌「モアメイム」



枚方市パートナーシップ宣誓制度



LGBTQ+コミュニティスペース



LGBTQ+電話相談・チャット相談

## 基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

基本方向(4) ジェンダー平等を阻害する暴力の根絶

基本方向(5) 様々な困難を抱える人への支援

基本方向(6) すべての人の健康保持と増進への支援

本計画は、基本方向(4)をDV防止法に基づく市町村基本計画に、基本方向(4)(5)を女性支援法に基づく市町村基本計画に位置付けています。

- ・ DVや性犯罪は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることを周知し、未然防止に努めるとともに、小・中学生に向けたDV防止啓発や相談窓口周知、被害者支援体制の充実を推進します。
- ・ 日常生活や社会生活を営む上で様々な困難を抱える女性のための相談窓口を整備し、福祉と連携した必要な支援を行います。
- ・ 男女の身体的性差を理解・尊重し、女性の妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を推進するとともに、リプロダクティブヘルス/ライツの理解を促進します。また、男性の精神的な孤立を防ぐための支援や医療機関における性の多様性への配慮について啓発を行います。



男女共生フロア・ウィル相談室



DV相談



ウィル相談

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)

令和6年(2024年)4月に施行された「女性支援法」は、性的被害や家庭環境、地域社会との関係など、さまざまな事情により日常生活や社会生活を送る上で困難を抱える女性(その可能性のある女性を含む)を支援する法律です。

たとえば、妊娠や出産で仕事や収入が途絶え、夫からの暴力があっても我慢せざるを得ない、親からの暴力がありながらも収入がなく自立できない、また学校や家庭、社会に居場所がないといった、多様な困難を抱える女性を対象としています。

枚方市では、配偶者からの暴力に関する相談は「枚方市配偶者暴力相談支援センター(ひらかたDV相談室)」で対応しています。また、それ以外の性別に関わる困りごとについては、「男女共生フロア・ウィル」でご相談いただけます。

## 基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進

基本方向(7) 政策及び方針決定過程におけるジェンダー平等の推進

基本方向(8) 仕事と家庭生活における男女の均等な機会及び待遇の確保

基本方向(9) 地域におけるジェンダー平等の推進

本計画は、基本目標3を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置付けています。

- ・ 政策及び方針決定過程への女性の参画促進はジェンダー平等の現状を示す重要な指標となるため、女性管理職比率や市の審議会委員に占める女性委員比率のさらなる向上に取り組みます。
- ・ 男女が共に安心して、家事、育児、介護などの家庭的責任を担い、仕事などを通じ主体的に生活することができるよう、支援を行います。
- ・ 少子高齢化や多様化する環境の中、地域におけるジェンダー平等の周知・啓発に取り組むとともに、女性の防災参画を推進、地域の防災力向上に努めます。



男女共生フロア・ウィル登録団体によるジェンダー平等の取り組みに関する展示



地域防災推進員育成研修会

## 計画の推進と進行管理

### 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、具体的な取り組みを定めた「枚方市男女共同参画計画アクションプログラム」に基づき、施策を展開します。施策の取組状況については、外部委員で構成する枚方市男女共同参画推進審議会で確認を行うとともに、市の理事者で構成する枚方市男女共同参画推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。

### 意見等の申し出・相談体制

男女共同参画推進条例に基づく、ジェンダー平等に関わる施策への意見等の申出制度や、性別を理由とする人権侵害等の相談においては、制度を周知するとともに、関係機関との連携を図ります。

## 第4次枚方市男女共同参画計画指標(抜粋)

	主な取り組み指標	現状値(令和6年度)
		目標値(令和16年度)
基本目標1 ジェンダー平等社会の実現に向けた基盤の整備	◆社会全体で男女が平等であると思う人の割合	女性13.3% 男性20.6%
		①30%(男女とも) ②男女差縮小
	◆「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	女性78.6% 男性60.9%
		①85%(男女とも) ②男女差縮小
	◆お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える中学生の割合	女子76.8% 男子59.9%
		90%(男女とも)
基本目標2 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり	◆配偶者・パートナーや恋人からの暴力に関して、どんな理由があろうと暴力をふるう人が悪いと考える人の割合	女性82.4% 男性67.3%
		85%(男女とも)
	◆「ひらかたDV相談室」という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	女性38.2% 男性29.8%
		50%(男女とも)
	◆男女共生フロア・ウィルでの相談件数	45件
150件		
基本目標3 あらゆる分野におけるジェンダー平等の推進	◆市職員における男性職員の育児休業(2週間以上)の取得率	74.0%
		100%
	◆女性委員比率が35%を達成している審議会の割合	55.6%
		70%

### 第4次枚方市男女共同参画計画(概要版) ～ジェンダー平等社会の実現に向けて～

枚方市 市長公室人権政策課  
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
電話 072-841-1424 ファクス 072-841-1700  
Eメール jinken@city.hirakata.osaka.jp